

東邦バンクカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した東邦バンクカードおよび貯蓄預金について発行した東邦バンクカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行または当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- (2) 当行または当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行または当行が自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (5) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と5（1）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (デビットカード取引)

- (1) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引の利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この手続きにより、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項（2）により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当行の窓口での手続きが必要となります。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行、預入提携先、支払提携先または振込提携先所定の預金機、支払機または振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先、支払提携先または振込提携先の自動機利用手数料は、各提携先又は当行にお支払いいただきます。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。代理人については1名に限ります。なお、個人の場合は本人と生計をともにする親族に限ります。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) (2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の通帳記帳機能のある預金機・支払機・振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合、または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード(個人のバンクカードに限る)による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難(個人のバンクカードに限る)により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - A. カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - B. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - C. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) (1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) (2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - A. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (a) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - (b) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - (c) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - B. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

- 1 4. (カードの再発行等)
- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- 1 5. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)
- 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行、預入提携先、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。
- 1 6. (解約、カードの利用停止等)
- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
 - (3) 次の場合には、カードの使用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - A. 1 6 に定める規定に違反した場合
 - B. 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - C. カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- 1 7. (譲渡、質入れ等の禁止)
- カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
- 1 8. (規定の適用)
- この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定書、および振込規定により取り扱います。
- 1 9. (規定の変更等)
- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
 - (2) (1) による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 以 上

東邦 IC キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)
- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICキャッシュカード機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
 - (2) この特約は、東邦バンクカード規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては東邦バンクカード規定が適用されるものとします。
 - (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは東邦バンクカード規定の定義に従います。
2. (ICキャッシュカード機能の利用範囲)
- ICキャッシュカード機能は、この機能の利用が可能な預金機・支払機・振込機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応機」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、東邦バンクカード規定1. に定める支払提携先・振込提携先においても、ICキャッシュカード機能はICキャッシュカード対応機を利用する場合に同様に提供され、ICキャッシュカード対応機以外の支払機等では、東邦バンクカード規定1. の定めに関わらず、ICキャッシュカード機能は利用できません。
3. (1日あたりの利用限度額)
- 当行は、支払機等による1日あたりの利用限度額を定めるにあたって、ICキャッシュカード機能を利用した場合と、ICキャッシュカード機能を利用しない場合に分けて定めるものとします。
4. (代理人カード)
- ICキャッシュカードの代理人に対する発行については、東邦バンクカード規定6. により取扱います。
5. (デビットカード取引)
- ICキャッシュカードによるデビットカード取引については、「デビットカード取引利用規定」により取扱います。
6. (ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱い)
- ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICキャッシュカード機能は利用できません。
7. (ICチップ読取不能時の取扱い等)
- (1) ICキャッシュカードに搭載しているICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICキャッシュカード機能が利用できない場合があります。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことによる損害が生じても、当行は責任を負いません。

8. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

東邦バンクカード規定 (カードローン用)

1. (カードの発行)

「東邦バンクカード (カードローン用)」(以下「カード」という。)は、「東邦カードローン契約書」(以下「ローン契約書」という。)にもとづき当行が発行するものとします。

2. (カードの利用)

- (1) カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携行」という。)の現金自動支払機(以下「支払機」という。)を使用して、当座貸越借入金(以下「貸越金」という。)の払出または総合口座取引の普通預金(以下「預金」という。)の払戻しをする場合に利用することができます。

この場合、この規定に定めのない事項についてはローン契約書および東邦総合口座取引規定により取扱います。

- (2) 提携行の支払機を使用して、貸越金の払出または預金の払戻しをするときは、当該提携行又は当行に対し所定の手数料をお支払いいただきます。この場合当行は手数料を貸越金の払出または預金の払戻時に通帳及び払戻請求書なしで利用口座から自動的に引落します。

3. (支払機による出金)

- (1) 支払機を使用して貸越金の払出または預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、当行所定の払戻請求書(以下「払戻請求書」という。)の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による出金は、千円単位として1回あたりの出金金額は、当行または提携行が定めた範囲内とします。

- (3) 提携行の支払機を使用して貸越金の払出または預金を払戻す場合は、貸越金の払出または預金の払戻し金額と手数料金額の合計額が出金することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額をふくむ。)をこえるときは貸越金の払出または預金の払戻しをすることができません。

4. (支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより貸越金の払出または預金の払戻しをすることができます。なお、提携行の窓口ではこのお取扱いはいたしません。

- (2) (1)による払出または払戻しを受ける場合には、払戻請求書に住所、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5. (カードによる出金金額の通帳記入)

支払機または窓口でカードにより貸越金の払出または預金を払戻した金額ならびに「2 (カードの利用) (2)」により支払いました手数料の通帳への記入は、通帳を当行本支店の窓口に出されたときに行います。

6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、または氏名、その他届出事項に変更のあったときは、ただちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) カードを失った場合等のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を要することがあります。

7. (暗証番号照合等)

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作のさい使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、貸越金の払出または預金の払戻しをした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携行は責任を負いません。

- (2) 当行の窓口においてカードを確認し、当行への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

8. (カードの利用期限)

- (1) カードの利用期限は、ローン契約書に定める当行との約定によるカードローンの取引期限までとします。この場合、カードに利用期限等の表示はいたしません。

- (2) 期限切れのカードは、当行にただちにご返却ください。期限の切れたカードは利用できない場合があります。

- (3) ローン契約書に定める当行との約定によりカードローンの取引期限が延長された場合は、カードの利用期限も延長され、以後も同様とします。

9. (解約等)

- (1) カードローン取引の解約または終了にさいしては、ただちに東邦カードローン通帳とともにカードを当行にご返却ください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合は、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行から請求があり次第ただちに東邦カードローン通帳とともにカードを当行にご返却ください。

10. (譲渡・質入等の禁止)

カードは、譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

11. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上